

(一社) 埼玉県山岳・スポーツライミング協会
加盟山岳スポーツ団体 会長 様
各専門委員会 委員長 様

(一社) 埼玉県山岳・スポーツライミング協会
会長 加藤 富之
〈公印省略〉

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツライミング協会
法人第 3 期 (令和 6～7 年度) 役員 (理事・監事) 候補者の推薦について (依頼)

平素より本協会の推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本協会の第 3 期 (令和 6～7 年度) 役員 (理事・監事) 候補者につきましては、令和 6 年度総会にて選任の決議をする予定としております。

つきましては、貴会からの法人第 3 期役員 (理事・監事) 候補者推薦について、来たる令和 6 年 1 月 14 日 (日) までに別紙様式にてご回答くださるようお願い申し上げます。

また、理事・監事候補者は、理事会及び総会の出席に差し支えない方をご推薦いただきますようお願い致します。

記

- 1 推薦対象者 : 理事・監事候補者
※貴会の会員 (役職は問わず) で、SMSCA の運営に積極的に協力して頂ける方
- 2 提出書類 : 別紙様式「理事・監事候補者推薦書」
- 3 締め切り日 : 令和 6 (2024) 年 1 月 14 日 (日)
- 4 提出先 : (一社) 埼玉県山岳・スポーツライミング協会事務局・加藤富之宛
※郵送、FAX (送信の確認連絡をください)、メールいずれも可です。
- 5 理事・監事の任期 : 2024 年度定時総会終結の時から 2026 年度定時総会終結の時まで
※理事・監事候補者の方は、2024 年 3 月 20 日又は 4 月 10 日開催の理事会からご出席いただく予定です。

以上

(一社) 埼玉県山岳・スポーツライミング協会
事務局長 加藤 富之
〒370-0421 群馬県太田市粕川町甲522
TEL&FAX : 0276-52-1276 携帯 : 090-4705-3579
E-MAIL : bunta@ps.ksky.ne.jp (自宅)
buntak2@yahoo.co.jp (iPhone)

令和 年 月 日

(一社) 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会
会長 加藤 富之 様

(団体名)

(役職・氏名) 印

連絡先TEL

連絡先E-mail

理事・監事候補者推薦書

次の1～3のいずれかに○の上、1又は2の場合は、下記太線枠内の事項についてご記入ください。

1. 本団体からの次のとおり理事候補者を推薦いたします。
2. 本団体からの次のとおり監事候補者を推薦いたします。
3. 本団体からの理事・監事候補者の推薦はありません。

(R 6 年 5 月 1 2 日 現 在)			
ふりがな		推薦団体での 役職名	
氏名			
欠格事由	該当有り 該当なし (いずれかに○印をつけてください)	生年月日 (年令)	(西暦) 年 月 日 (歳)
現住所	〒 (電話・携帯)		
	メール:		
推薦理由			
推薦者名	役職 氏名	役職 氏名	

- 1) 本推薦書に記載の個人情報については、(一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会理事・監事推薦・選定関係手続きに使用し、その他の目的で使用することはありません。
- 2) 欠格事由については、別添資料をご参照ください。

3) 加盟団体、各専門委員会からの推薦には、推薦者名は不要です。

「理事・監事候補者推薦書」記入上の留意事項

- 1 「推薦書」は、役員候補者選考委員会での審査に使用しますので、全ての項目の記載をお願いします。
- 2 「推薦理由」には、候補者の方が、理事・監事として相応しいと判断された理由を具体的に記載してください。
(例えば、「長年スポーツ団体役員として、... ●●、○○等の経験があり、スポーツに対する知見が優れている。」、「民間会社役員として、○○、●●等の実績があり、組織運営に長けている。」等、一般法人の理事会を構成する理事として適任であると推薦できる理由を具体的に記載してください。)
- 3 加盟団体、各専門委員会からの推薦には推薦者名は不要です。

SMSCA 役員選考規程 (案 V4.2) より

(役員資格)

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは登山、山岳スポーツ又はスポーツクライミングの分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (6) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと、又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過し現在暴力団その他の反社会的勢力でないこと

理事及び監事の欠格事由について

下記内容に該当する方は、理事及び監事候補者としてご推薦いただくことは出来ませんので、予めご留意下さい。〈公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イ、ロ、ハ、ニ抜粋〉

- (1) 公益認定を取り消された公益法人において、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年以内に公益法人の業務を行う理事であったもので、その取り消しの日から5年を経過しない者
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
 - ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

以上

法人第3期役員候補者の選任について

1 法人第3期 役員の任期

理事・監事：2024年5月開催の定時総会終結の時から2026年5月開催の定時総会の終結の時まで。

2 法人第3期役員選任の概要（「定款」、「役員選考規程（案）」、「理事等の定年に関する規程」より）

区分	理事	監事
任期	選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げない。	同左
定数	10名以上20名以内	1名以上2名以内
資格	SMSCA 会員であること	同左
年齢	就任時において満75才未満	同左
候補者の推薦	① 加盟団体による推薦 ② 各専門委員会からの推薦 ③ 顧問、参与、役員又は外部の学識経験者2名からの推薦	① 加盟団体による推薦 ② 顧問、参与、役員又は外部の学識経験者2名による推薦 ③ 役員候補者選考委員会による推薦
選任	総会の決議により選任(※1)	総会の決議により選任

※1：会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定。

3 法人第3期役員候補者選考委員会

委員会の役割：理事候補者及び監事候補者の選定

メンバー構成：顧問、参与、理事、監事及び社員代表数名、外部の学識経験者の中から5~9名程度
→森下健七郎、石倉昭一、堀江伸子、大野文雄、塩谷壽子、笠原数浩、野本政之（敬称略）

4 スケジュール概要

	時期	会議等	役員
二〇二三年	10月16日	第4回理事会	法人第3期役員候補者選考委員会設置の承認・委員の選考
	11月6日	役員選考委員会1	法人第3期役員候補者選考の手順について
	11月8日	公示・推薦依頼書発信	加盟団体・各専門委員会に役員候補者の推薦依頼 締切：2024年1月14日
二〇二四年	1月15日	役員選考委員会2	理事候補者及び監事候補者の推薦状況のまとめ
	2月5日	役員選考委員会3	理事候補者及び監事候補者の選定協議
	3月4日	役員選考委員会4	理事候補者及び監事候補者の選定協議・答申書の作成
	3月20日	第6回理事会	答申書提出・説明、法人第3期役員候補者の決定(目標)
	4月8日	役員選考委員会5	理事候補者及び監事候補者の選定協議・答申書の作成
	4月10日	第7回理事会	答申書提出・説明、法人第3期役員候補者の決定(最終)
	5月8日	第8回理事会・定例会	
	5月12日	総会 第1回理事会	法人第3期役員の承認 /委員会解散 代表理事等業務執行理事の互選 各理事・業務執行理事の分掌の決定 各専門委員会構成の決定

(一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会「定款」 ※抜粋

第4章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は10名以上20名以内
- (2) 監事は1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、理事及び監事の候補者は、原則として、正会員及び委員の中から選出する。

- 2 代表理事である会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事(会長)は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める組織管理運営規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事(会長)及び代表理事以外の業務執行理事は、原則として毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、任期の合計は最長で10年とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、任期の合計は最長で10年とする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

SMSCA 理事等の定年に関する規程

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会(以下「本法人」という。)は、理事等の定年制につき、以下の事項を定める。

第1条 理事及び監事の定年制

理事及び監事は、就任時においてその年齢が満75才未満でなければならない。任期期間中に満75才に達した場合については、当該任期終了もしくは退任までは理事もしくは監事としての権利義務を有するが、それ以後の再任は認めないものとする。

令和2年12月9日 第5回理事会承認

SMSCA 役員選考規程（案V4.2） ※抜粋

（役員の資格）

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは登山、山岳スポーツ又はスポーツライミングの分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (6) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと、又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過し現在暴力団その他の反社会的勢力でないこと

（役員候補者選考委員会）

第3条 理事会は、役員の選任を行う総会の相当期間前に、本協会の理事候補者及び監事候補者の選考のため、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総会に諮る役員候補者を選考して、理事会に答申する。
- 3 委員会は、総会での役員選任後直ちに解散する。

（選考委員）

第4条 委員会は、5～9名の選考委員（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 委員は、顧問、理事、監事及び外部の学識経験者のうちから、当協会の事業全体を俯瞰し、公平かつ客観的に役員候補者を選考することができると思われる人物を、本協会の会長が理事会の承認を得て委嘱する。ただし、理事候補者及び監事候補者となる者は委員となることはできない。

（役員候補者の推薦）

第8条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

- 2 理事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 加盟団体による推薦 ただし、各加盟団体は1名の推薦に限る。
 - (2) 各専門委員会からの推薦
 - (3) 顧問、役員又は外部の学識経験者2名による推薦
- 3 監事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 加盟団体による推薦 ただし、各加盟団体は1名の推薦に限る。
 - (2) 顧問、役員又は外部の学識経験者2名による推薦
 - (3) 委員会による推薦

（役員候補者の選考基準）

第10条 委員会は、前条により選出された被推薦者から、定款第25条1項に定める上限の員数の範囲内で役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成して、理事会に答申する。

- 2 委員会は、スポーツ庁が制定する「スポーツ団体ガバナンスコード」を遵守し、原則として、以下の基準を目標として、選考を行うものとする。 ※現段階は目標とする。

(1) 理事候補者の選考基準

- ① 外部理事の人数を理事全体の25%以上とする
- ② 女性理事の人数を理事全体の人数の40%以上とする
- ③ アスリート出身（ただし、埼玉県代表その他それに準ずる活躍をしてきた者。）で現役を引退した理事を最低1名以上とする
- ④ 総会で選任される時点の年齢が満75歳以下であること
- ⑤ 再任期間が連続10年を超えないこと
- ⑥ 理事の所属又は出身地域に偏りがいないこと

(2) 監事候補者の選考基準

- ① 法務、税務・会計、会社経営の経験等、十分な知見を有し、経験を有する者であること
- ② 総会で選任される時点の年齢が満75歳以下であること

（役員候補者の決定）

第11条 理事会は、前条の答申を尊重して、審議を行い、役員候補者を決定し、総会に提案する。